

橿原市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原市における附属機関及び協議会等の設置、運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される機関をいう。
- (2) 協議会等 執行機関がその所掌事務の遂行にあたり、意見交換、助言の聴取、情報共有等のために設置するものであって、意思決定、答申又は審議を行わない協議会、懇談会その他の会議体（市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は除く。）をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められること。
- (2) 既存の附属機関と設置の目的及び所掌事務が類似又は重複しないこと。
- (3) 行政の簡素化及び効率化の見地から、必要最小限のものに限ること。ただし、法令等により設置が義務付けされているものは除く。
- (4) 既存の附属機関では対応できないものであること。

(既存の附属機関の見直し)

第4条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 社会情勢の変化等から著しく必要性が低下したもの
- (3) 活動状況が不活発なもの
- (4) 定例的に開かれ、単なる行政情報の伝達や報告の機会となっているもの

- (5) 他の行政手段で代替が可能なもの
- (6) 設置目的や所掌事務が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (7) 法令等の改正により設置の義務が見直されたもの
- (8) 行政の効率化の確保から統合が望ましいもの

(委員の選任等)

第5条 附属機関の委員の選任については、樫原市執行機関の附属機関に関する条例

(平成24年樫原市条例第23号)第4条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の委員の数は、法令又は条例に規定がある場合を除き、原則として15人以内とすること。
 - (2) 委員の任期は、原則として2年以内又は答申が出されるまでとすること。
 - (3) 委員を再任する場合の在任期間は、原則として連続して5期又は10年以内とすること。
 - (4) 複数の附属機関において、同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、原則として5機関を限度とすること。
 - (5) 附属機関が公正に運営され、その機能が十分に発揮されるよう、幅広い分野から適切な人材の選任に努めるものとする。
 - (6) 市議会議員及び市職員は、原則として選任しないよう努めるものとする。
 - (7) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率の均衡を図るよう努めること。
 - (8) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任するよう努めるものとする。
 - (9) 特定の職を指定して充てる選任方法は、原則として行わないよう努めるものとする。ただし、他に適任者が見当たらない場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 2 附属機関を所管する課等の長は、附属機関の委員の選任を行う際に、企画政策課長に合議しなければならない。
- 3 附属機関を所管する課等の長は、附属機関の委員の選任を行う際に、第1項第1号から第4号までの規定によりがたい場合は、その理由を付し、企画政策課長に通知しなければならない。

(組織)

第6条 附属機関の長は、法令又は条例に定めがある場合を除き、原則として、委員の互選により定めるものとする。

(附属機関の運営)

第7条 附属機関の会議の開催（以下「会議開催」という。）は、特に必要がある場合を除き、必要最小限にとどめるものとし、会議の効果的かつ効率的な運営を図るため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料等は、原則として、事前配布とすること。
- (2) 会議開催について公表し、及び会議を公開すること。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたものを除く。
- (3) 審議経過が明確となるように、会議終了後速やかに会議記録等を作成すること。
- (4) 会議開催は、審議内容を勘案の上、適正な開催回数に努め、開催経費の削減を図るものとする。
- (5) 会議開催に当たっては、多くの委員が出席できるように日程調整に留意するとともに、出席率の低い委員については、改選時に極力選任しないものとする。
- (6) 会議において活発な議論がなされるよう、委員への積極的な情報提供に努めるものとする。

(会議開催の公表)

第8条 前条第2号の規定による会議開催の公表（以下「公表」という。）は、会議開催予定日の1週間前までにしなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び情報公開室における閲覧の方法により行うものとする。

3 公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 開催を公表する日（以下「開催公表日」という。）までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分

(6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、
傍聴定員及び傍聴手続

(7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあって
は、非公開とする理由

(8) その他必要と認める事項
(会議の公開方法等)

第9条 第7条第2号の規定による会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認める
ことにより行うものとする。

2 附属機関は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序
維持に努めるものとする。

(会議録の作成等)

第10条 第7条第3号の規定による会議記録等は、次に掲げる事項を記載するものと
する。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者（委員及び事務局）

(5) 議題

(6) 審議内容

(7) その他必要と認める事項

2 前項第6号の審議内容の記録の形式及び会議記録等の確定方法の決定については、
各附属機関の会議において個別に定める。

3 会議を公開した附属機関の会議記録等については、公表しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、附属機関の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表
するものとする。

(協議会等の設置等)

第12条 協議会等の設置等については、第3条から前条までの規定（第5条第2項及
び第3項の規定を除く。）を参酌し、適正な運営に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、第5条の規定は、実施日後に行う委員の選任から適用し、同日以前に行った委員の選任については、なお従前の例による。

